

巻頭言

男女共同参画について

石井知行 日本精神神経学会理事
Tomoyuki Ishii

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法の前文と内閣府男女共同参画局長の公益社団法人代表者宛て文書の要旨は以下の通りである。

「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」

これに基づいて、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待するという目標（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定、以下、『2020年30%』の目標という。）が立てられた。政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は我が国にとって喫緊の課題であり、平成23年12月17日に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画においても、特に早急に対応すべき課題の一つとして、実効性のあるポジティブ・アクションの推進が掲げられている。新公益法人制度の施行に伴い、新たに公益社団法人及び公益財団法人へ移行した法人においても、「2020年30%」の目標の達成に向け、今後、理事、監事、評議員の選任に当たっては、女性の参画の拡大に積極的に取り組んでいくことが要望されている」としている。

「Evidence for a collective intelligence factor in the performance of human groups」(2010, SCIENCE)において、女性のsocial sensitivityが高いため女性数の多い集団の方が集団知能が高いことに有意の相関がみられると述べられている。

女性の業績に対する貢献は企業の世界では共通認識となりつつある。

クレディ・スイスの調査によると、女性取締役

が一人でもいる企業の方が自己資本利益率や利益の伸びなどが良好な結果になった。多様な取締役会は議論を活発化させ、企業の新たな視点の獲得にもつながる、としている。アメリカの年金基金などをメンバーとし、120兆円の運用資金を持つ「30%連合」は、現在は14%程度の米上場企業の女性取締役の比率を、2015年までに30%に引き上げることを目標に掲げる(平成25年9月10日日本経済新聞)。すなわち、女性幹部の存在によるダイバーシティ確保の業績に与える好影響が評価されている。

また、日本の行政においても女性の厚労省事務次官、県警本部長などが誕生している。

一方、医療施設従事医師の精神科における女性比率は20.4%であり、日本精神神経学会の女性会員は全会員中24%、代議員3%、理事は0%となっている。

このような状況にあつて、平成25年6月、日本精神神経学会に男女共同参画委員会が設置された。

設置目的

- ・女性理事・代議員等登用方法の研究：内閣府男女共同参画局及び公益認定等委員会の指導を受ける
- ・女性医師の学術研究、臨床のあり方の研究と、助成
- ・精神疾患患者の半数以上は女性であり、女性という軸を設定した精神医学分野の研究の発展

多くの疾患の研究において、男女の性差への言及がみられるが、その原因を追究した研究は数少ない。とくに、精神医学分野において女性を軸とした研究の発展が必要と思われる。

女性医師の地位向上のためだけでなく学会活動の活性化・集団知能の向上のためにも、女性の代議員・理事へのさらなる登用が求められている。そのためにも政府の奨励するポジティブ・アクション制度がある。日本精神神経学会の男女共同参画が少しずつでも進展していくことが期待される。